

2022年2月28日

サイバーセキュリティ戦略本部
重要インフラ専門調査会事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画(案)」に関する意見について

2022年1月28日付で意見募集が開始された「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画(案)」について、下記のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- 次期行動計画の別紙5「定義・用語集」における「サイバー空間関連事業者」の定義において、「サイバーセキュリティ基本法第7条に規定されるサイバー関連事業者のうち、重要インフラサービス提供に必要な情報システムに係るサプライチェーン等に関わる」事業者として「クラウドサービス等の外部サービスを提供する事業者」が追記される。これにより、「クラウドサービス等の外部サービスを提供する事業者」において行動計画上の取組みが新たに必要となるとともに、クラウドサービスを利用する重要インフラ事業者等における取組みにも影響することが考えられる。その理解を促す観点から、別紙5に加え、次期行動計画の本文（I～IVのいずれか）において、「クラウドサービス等の外部サービスを提供する事業者」が「サイバー空間関連事業者」の定義に追加された旨とその趣旨について説明しては如何か。
- また、今後も重要インフラを取り巻く環境が変化を続けるなかで、一部の「クラウドサービス等の外部サービスを提供する事業者」や、その他の新たな分野・事業者が、実質的には重要インフラとして扱われるようになることも想定される。各種法令等の整備状況も踏まえつつ、防護の対象となる重要インフラの見直しが機動的かつ継続的に行われることを希望する。

以 上